

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 （06－6208－9156）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	使用許可（男女共同参画センター）
概 要	男女共同参画センター施設の使用については、指定管理者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例 第6条及び7条、大阪市立男女共同参画センター条例施行規則第3条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市立男女共同参画センター条例（一部） （使用の許可） 第6条 子育て館を除くセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第11条第2項の規定による利用料金の支払の義務を負うときは、当該支払の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。 （使用許可の制限） 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不適当と認めるとき 大阪市立男女共同参画センター条例施行規則（一部） （使用許可の申請等） 第3条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（駐車場に係る使用許可を受けようとする者を除く。）は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第5項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 使用の日時 (3) 使用の目的 (4) 使用しようとする施設及び附属設備 (5) 使用予定人数 (6) その他指定管理者が必要と認める事項 2 駐車場への入庫をした者は、当該入庫の際、駐車場に係る使用許可を受けたものとみなす。 3 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。 (1) 施設を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること (2) 使用しようとする施設が駐車場であること (3) 前2号に定めるもののほか、施設を使用しようとする者が使用許可を受ける前に利用料金を支払うことが困難であるものとして市長が定める事由
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	－
提出先	指定管理者
提出時期	随時
提出方法	申請書及び利用料金を提出してください。
手数料	－
相談窓口	男女共同参画センター各館
ホームページ	
備 考	